

第2切替日における号給の決定に関する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第6号

第2切替日における号給の決定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号。以下「平成17年改正条例」という。)附則第25項、附則別表第5及び附則別表第6の規定に基づき、平成17年改正条例附則第12項又は附則第13項の規定の適用を受ける職員のうち平成17年改正条例附則別表第5又は附則別表第6の規定により第2切替日(平成17年改正条例附則第11項に規定する第2切替日をいう。以下同じ。)における号給を人事委員会規則で定めることとされているもの(以下「特定職員」という。)の第2切替日における号給を定めるものとする。

(特定職員の第2切替日における号給)

第2条 特定職員の第2切替日における号給は、当該特定職員の旧級号給(第2切替日の前日において属していた職務の級及び同日に受けていた号給をいう。以下同じ。)及び新級(平成17年改正条例附則第11項の規定に基づき第2切替日において属することとなる職務の級をいう。以下同じ。)の別に従い、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第43号。以下「平成18年改正条例」という。)の施行の日から第2切替日の前日までの間において平成18年改正条例第1条及び第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の規定を適用したと仮定した場合に当該特定職員が第2切替日の前日において属することとなる職務の級(以下「仮定級」という。)、同日において受けることとなる号給又は給料月額(以下「仮定号給等」という。)及び同日において仮定号給等を受けていたこととなる期間(以下「仮定経過期間」という。)の区分に応じ、別表の新号給欄に定める号給とする。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、特定職員の第2切替日における号給の決定に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

ア 行政職給料表の適用を受ける特定職員

(ア) 旧級号給が4級93号給であって、新級が2級となる特定職員

仮定級	仮定号給等	仮定経過期間	新号給
6級	24号給以下		119
	418,700円	15月未満	119
		15月以上18月未満	120
		18月以上21月未満	121
		21月以上24月未満	122
		24月以上	123
	422,100円	3月未満	123
		3月以上6月未満	124
		6月以上	125
	425,500円以上		125

7 級	22号給以下		119
	429,200円	21月未満	119
		21月以上24月未満	120
		24月以上	121
	432,700円	3月未満	121
		3月以上6月未満	122
		6月以上9月未満	123
		9月以上12月未満	124
		12月以上	125
	436,200円以上		125

(イ) 旧級号給が4級93号給であって、新級が3級となる特定職員

仮定級	仮定号給等	仮定経過期間	新号給
6 級	24号給以下		109
	418,700円	15月未満	109
		15月以上18月未満	110
		18月以上21月未満	111
		21月以上24月未満	112
		24月以上	113
	422,100円	15月未満	113
		15月以上18月未満	114
		18月以上21月未満	115
		21月以上24月未満	116
24月以上		117	
425,500円以上		117	
7 級	22号給以下		109
	429,200円	21月未満	109
		21月以上24月未満	110
		24月以上	111
	432,700円	3月未満	111
		3月以上6月未満	112
		6月以上21月未満	113
		21月以上24月未満	114
		24月以上	115
	436,200円	3月未満	115
		3月以上6月未満	116
		6月以上	117
	439,700円以上		117

イ 公安職給料表の適用を受ける特定職員

(ア) 旧級号給が4級125号給であって、新級が3級となる特定職員

仮定級	仮定号給等	仮定経過期間	新号給
5 級	26号給以下		137
	434,300円		137
	437,300円	15月未満	137
		15月以上18月未満	138
		18月以上21月未満	139

		21月以上24月未満	140
		24月以上	141
	440,300円	15月未満	141
		15月以上18月未満	142
		18月以上21月未満	143
		21月以上24月未満	144
		24月以上	145
	443,300円以上		145

(イ) 旧級号給が5級85号給であって、新級が3級となる特定職員

仮定級	仮定号給等	仮定経過期間	新号給
6級	23号給以下		128
	24号給	3月未満	128
		3月以上6月未満	129
		6月以上9月未満	130
		9月以上12月未満	131
		12月以上15月未満	132
		15月以上18月未満	133
		18月以上	134
		457,300円	3月未満
	3月以上6月未満		135
	6月以上9月未満		136
	9月以上18月未満		137
	18月以上21月未満		138
	21月以上24月未満		139
	24月以上		140
	460,700円		3月未満
		3月以上18月未満	141
		18月以上21月未満	142
		21月以上24月未満	143
		24月以上	144
464,100円	3月未満	144	
	3月以上	145	
467,500円以上		145	
7級	22号給以下		128
	465,800円	3月未満	128
		3月以上6月未満	129
		6月以上9月未満	130
		9月以上12月未満	131
		12月以上15月未満	132
		15月以上18月未満	133
		18月以上21月未満	134
		21月以上24月未満	135
	24月以上	136	
	469,300円	3月未満	136
		3月以上12月未満	137

		12月以上15月未満	138
		15月以上18月未満	139
		18月以上21月未満	140
		21月以上	141
	472,800円	12月未満	141
		12月以上15月未満	142
		15月以上18月未満	143
		18月以上21月未満	144
		21月以上	145
	476,300円以上		145

(ウ) 旧級号給が4級125号給であって、平成17年改正条例附則第13項の適用を受ける特定職員

仮定級	仮定号給等	仮定経過期間	新号給
5級	26号給以下		113
		434,300円	113
	437,300円	21月未満	113
		21月以上24月未満	114
		24月以上	115
	440,300円	3月未満	115
		3月以上6月未満	116
		6月以上21月未満	117
		21月以上24月未満	118
		24月以上	119
	443,300円	3月未満	119
		3月以上6月未満	120
		6月以上21月未満	121
		21月以上24月未満	122
		24月以上	123
	446,300円	3月未満	123
		3月以上6月未満	124
		6月以上	125
	449,300円以上		125

(工) 旧級号給が5級85号給であって、新級が4級となる特定職員（第2切替日におけるその職務が係長の職務（職員の給与に関する条例第3条第2項の人事委員会規則の定めるところによりそれに相当するものとされる職務を含む。（オ）の表において同じ。）である特定職員を除く。）

仮定級	仮定号給等	仮定経過期間	新号給
6級	23号給以下		107
		24号給	
		3月未満	107
		3月以上9月未満	108
		9月以上18月未満	109
		18月以上	110
	457,300円	3月未満	110
		3月以上6月未満	111
		6月以上9月未満	112
		9月以上24月未満	113
24月以上		114	

	460,700円	3月未満	114	
		3月以上6月未満	115	
		6月以上9月未満	116	
		9月以上24月未満	117	
		24月以上	118	
	464,100円	3月未満	118	
		3月以上6月未満	119	
		6月以上9月未満	120	
		9月以上24月未満	121	
		24月以上	122	
	467,500円	3月未満	122	
		3月以上6月未満	123	
		6月以上9月未満	124	
		9月以上	125	
	470,900円以上		125	
	7級	22号給以下		107
		465,800円	3月未満	107
			3月以上9月未満	108
			9月以上18月未満	109
			18月以上21月未満	110
21月以上24月未満			111	
24月以上			112	
469,300円		3月未満	112	
		3月以上18月未満	113	
		18月以上21月未満	114	
		21月以上24月未満	115	
		24月以上	116	
472,800円		3月未満	116	
		3月以上18月未満	117	
		18月以上21月未満	118	
		21月以上24月未満	119	
		24月以上	120	
476,300円		3月未満	120	
		3月以上18月未満	121	
		18月以上21月未満	122	
	21月以上24月未満	123		
	24月以上	124		
479,800円	3月未満	124		
	3月以上	125		
483,300円以上		125		

(オ) 旧級号給が5級85号給であって、新級が4級となる特定職員（第2切替日におけるその職務が係長の職務である特定職員に限る。）

仮定級	仮定号給等	仮定経過期間	新号給
6級	23号給以下		118
	24号給	3月未満	118

		3月以上6月未満	119
		6月以上9月未満	120
		9月以上	121
	457,300円	6月未満	121
		6月以上9月未満	122
		9月以上12月未満	123
		12月以上15月未満	124
		15月以上	125
	460,700円以上		125
7級	22号給以下		118
	465,800円	3月未満	118
		3月以上6月未満	119
		6月以上9月未満	120
		9月以上24月未満	121
		24月以上	122
	469,300円	3月未満	122
		3月以上6月未満	123
		6月以上9月未満	124
		9月以上	125
	472,800円以上		125

ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける特定職員のうち、旧級号給が5級85号給であって、新級が4級となるもの

仮定級	仮定号給等	仮定経過期間	新号給
5級	23号給以下		101
	424,900円	15月未満	101
		15月以上18月未満	102
		18月以上21月未満	103
		21月以上24月未満	104
		24月以上	105
	428,300円	15月未満	105
		15月以上18月未満	106
		18月以上21月未満	107
		21月以上24月未満	108
		24月以上	109
	431,700円以上		109

エ 医療職給料表(3)の適用を受ける特定職員

(ア) 准看護師以外の特定職員

a 旧級号給が5級93号給であって、新級が2級となる特定職員

仮定級	仮定号給等	仮定経過期間	新号給
5級	428,900円以下		147
	431,400円	15月未満	147
		15月以上18月未満	148
		18月以上	149
	433,900円	3月未満	149
		3月以上6月未満	150

		6月以上9月未満	151
		9月以上12月未満	152
		12月以上	153
	436,400円	3月未満	153
		3月以上6月未満	154
		6月以上9月未満	155
		9月以上12月未満	156
		12月以上	157
	438,900円以上		157

b 旧級号給が5級93号給であって、新級が3級となる特定職員

仮定級	仮定号給等	仮定経過期間	新号給
5級	428,900円以下		123
	431,400円	15月未満	123
		15月以上18月未満	124
		18月以上	125
	433,900円	9月未満	125
		9月以上12月未満	126
		12月以上15月未満	127
		15月以上18月未満	128
		18月以上	129
	436,400円以上		129

c 旧級号給が5級93号給であって、新級が4級となる特定職員

仮定級	仮定号給等	仮定経過期間	新号給
5級	428,900円以下		109
	431,400円	15月未満	109
		15月以上18月未満	110
		18月以上21月未満	111
		21月以上24月未満	112
		24月以上	113
	433,900円以上		113

(イ) 准看護師である特定職員のうち、旧級号給が5級93号給であって、新級が2級となるもの

仮定級	仮定号給等	仮定経過期間	新号給
5級	428,900円以下		156
	431,400円	15月未満	156
		15月以上	157
433,900円以上		157	